

市会議第15号

京都市会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年10月5日提出

提出者 市会運営委員会委員長 巻野 渡

京都市会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の資産等の公開に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「除く。）」を「除く。）及び」に改め、「及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を削り、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の京都市会議員の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号の規定の適用については、平成19年10月1日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

提案理由

郵便貯金法の廃止及び証券取引法の一部改正に伴い、規定を整備する等の必要があるので提案する。